

取入  
印紙

## 業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和8～10年度三重県立看護大学自家用電気工作物保安管理  
業務委託
- 2 履行場所 公立大学法人三重県立看護大学 別添使用区域  
三重県津市夢が丘1丁目1番地1
- 3 契約期間 自 令和 8年4月 1日  
至 令和11年3月31日
- 4 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円  
(内訳) 令和8年度 金 円  
令和9年度 金 円  
令和10年度 金 円
- 5 契約保証金 金 円 (又は 免除)

委託者「公立大学法人三重県立看護大学」(以下「甲」という。)と、受託者「  
(以下「乙」という。)との間において、上記業務委託について契約を締結し、公立大学法  
人三重県立看護大学財務会計規則(平成21年規程第41号。以下「規則」という。)及び次  
の条件によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通  
を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

公立大学法人三重県立看護大学

理 事 長 印

(乙) 住所 (所在地)

氏 名 印  
(名称及び代表者名)

#### (総則)

第1条 甲は、別添仕様書（付隨する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）により令和8～10年度三重県立看護大学自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「委託業務」という。）の実施を上記の契約金額、契約期間をもって乙に委託するものとする。

2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。

#### (委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務の実施に際し、仕様書等に定められた書類を作成し、甲の施設管理担当者の承諾を受けなければならない。

2 乙は、本契約書及び仕様書に基づき、甲の指示監督に従い委託業務を履行しなければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は規則第27条に基づき、経理責任者が出納責任者に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

#### (秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

#### (再委託の制限)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 主たる業務に関する部分の再委託は、一部であっても前項ただし書きに關係なく、これを認めない。

#### (従事者の選任)

第6条 乙は、委託業務の履行について、正規雇用の社員から業務責任者及び業務担当者を定め、甲へ届け出なければならない。また、変更があった場合も同様とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

2 甲は、委託業務の履行上、乙の配置する業務責任者又は業務担当者が不適当であると認めたときは、乙に対してその事由を明示したうえで交代を求めることができる。

3 乙は、乙の都合により甲が指定する勤務体制をとることができない時は、代替要員を

配置しなければならない。ただし、その代替要員は、業務担当者の資格等を満足する者とし、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(業務報告)

- 第7条 乙は、仕様書等に基づき業務報告書等を作成し、甲へ提出しなければならない。
- 2 乙は、仕様書等に基づく他、委託業務の履行が著しく困難となる事情が生じたとき、又はその他連絡が必要と認められる事項が発生したときは、甲へ報告しなければならない。

(業務の検査等)

- 第8条 甲は、前条の業務報告について検査を行わなければならない。
- 2 甲は、前項の検査について乙から報告を求め、仕様書等に適合しないと認められる場合には、作業の手直し等を命じることができる。この場合、乙は手直し等の結果を文書で報告しなければならない。

(法令上の責任)

- 第9条 乙は、業務関係者に対する労働関係法令による全ての責任を負うものとする。
- 2 乙は、第5条の規定により委託業務の一部を第三者に委託させた場合において、その第三者に対する民法他法令上的一切の責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託業務の履行にあたり適用を受ける関係法令、保安規定等を遵守し、委託業務の円滑な履行を図らなければならない。

(無償供与等)

- 第10条 甲は、乙の委託業務実施に必要な施設の電気・ガス・水道等について、乙へ無償で提供するものとする。
- 2 甲は、乙の委託業務実施に必要な施設等について、乙へ無償で提供するものとする。
- 3 乙は、第1項については極力節減し、また第2項については丁寧な取扱いを行うこととし、管理者として適切かつ効率的な運用に努めなければならない。

(業務上の損害)

- 第11条 乙は、委託業務実施にあたり甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。また、第三者に損害を及ぼしたときも同様とする。
- 2 甲は、第三者に及ぼした損害について、その原因が甲の責めに帰する事由によるとき、通常避けることができない天災・火災・騒音・振動・盜難その他不可抗力によるもの、又は乙が契約に基づき善良な委託業務の履行を怠らなかつたときは、これを賠償しなければならない。
- 3 甲乙は、前項の場合その他委託業務を行うことについて、第三者との間に紛争が生じた場合においては、協力してその処理解決にあたるものとする。

(仕様書の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して委託業務内容を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、設計変更を行い請負比率により委託料を増額又は減額することができる。

(業務の中止)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知して委託業務の全部若しくは一部を中止させることができる。

(業務委託料等の変更方法等)

第14条 業務委託料等の変更については、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(委託料の支払い)

第15条 乙は、第8条に規定する検査等に合格したときは、甲に対し適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。ただし、各会計年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和 8年度	円
令和 9年度	円
令和 10年度	円

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程（平成21年規程第42号）第28条に基づき業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第2項の支払期限までに業務委託料を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第16条 乙がその責めに帰すべき事由により、委託業務を履行期限までに完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は違約金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じて未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額とする。ただし、経済情勢の変動、工事施工上の変更その他必要があることにより履行を一時中断した日数は履行期間に算入しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第19条及び第20条に規定する契約解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結

後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額) の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合には、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (不当介入に対する措置)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

#### (甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除するこ

とができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
  - (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
  - (5) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあっては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合
  - (2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は乙の契約の履行が不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
  - (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 第19条第3項の規定は、前項第1号の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第21条 第19条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第19条の2第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(債権債務の相殺)

第22条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、業務委託料と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(委託業務の引継等)

第23条 乙は、本契約が終了し、若しくは全部又は一部を解除した場合において、甲及び甲が指定する者が委託業務を継続（成果品等を利用した事業を含む。）するために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議のうえ定めるものとする。

(業務委託料の精算)

第24条 甲又は乙は、第19条又は第20条の規定により本契約を解除されたときは、業務委託料を精算するもんとする。

(調査等)

第25条 甲は必要があると認めたときは、乙へ委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(緊急の措置)

第26条 甲は、施設管理上緊急の措置を要するときは、乙に対して必要な措置を執ることを求めることができる。

2 乙は、前項の措置を遅滞なく執らなければならない。また、措置完了後においては、甲へ遅滞なく報告しなければならない。

3 甲は、前項による措置を要した費用のうち、契約金額に含めることが不適当であると認められる部分については、協議のうえこれを負担するものとする。

(臨機の措置)

- 第 27 条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置を執らなければならぬ。この場合において、乙はあらかじめ甲の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急ややむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項の措置について、甲に遅滞なく報告をしなければならぬ。
- 3 甲は、第 1 項により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、甲乙協議のうえ、これを負担するものとする。

(紛争の解決)

- 第 28 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関する甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

- 第 29 条 この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

- 第 30 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。